

保護者様

足利市立毛野小学校長

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法により、学校感染症にかかった場合、本人の休養と他人への感染、流行を防ぐため、出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることができます。

感染性の病気にかかったと思われる場合は、早めに医師の診察を受け、結果を学校にお知らせください。

なお、学校感染症にかかった場合は、必ず医師の許可がでるまでは、自宅で安静にしてください。病気が治癒し登校する際、手続きの簡素化のため保護者の方が「登校届」を記入して、学校へ提出してください。

※裏面の表は主なものです。他の感染症の場合も出席停止になりますので、医師の指示

に従って学校に必ず連絡してください。

※出席停止期間については、症状により医師が感染のおそれがないとみとめた場合は、医師の指示に従ってください。

《感染症にかかった場合》

